

會學濟經學大國帝都京

叢論 經濟

號三第卷七十五第

流通界への通貨の發生消滅と
二三の問題……………小島昌太郎

ナチスに於ける國家像……………中川與之助

企業の清算性に就て……………大塚一朗

支那民船の經營に就いて……………小泉貞三

大正初期の南進論……………堀江保藏

叢報

行發月九年八十和昭

經濟論叢

第五十七卷

第三號

(通卷第百零九號)

昭和十八年九月發行

流通界への通貨の發生消滅と二三の問題

小島 昌太郎

一 問題の意義

通貨の發生消滅といふ問題には、凡そ、通貨なるものは、われわれの經濟生活の裡に、如何なる事情の下に、如何なる形態を以て、歴史的に發生し、また、歴史的に消滅するに至るものであるかといふことも研究さるべきである。更には、また、この歴史の進行の裡に於て、次ぎ次ぎの發展段階を重ねるにあたり、通貨として認めらるゝものが、如何なる變遷を遂げ、前段階の通貨が如何にして、後段階の通貨に、その地位を譲るに至つたか、また、前段階の通貨と併び行はるゝに至つた所の新らたなる後段階の通貨は、如何にして發生を見ることがなつたか、といふことも明らかにせらるべきものである。

これらは、通貨なるものゝ本質を明らかにし、その意義を定むるについて必要なる所であるのみならず、金融の機構、いな經濟全般の機構を明らかにするについても必要なる研究である。然し、私には、それについては、既

に一應の説明を終へたる所であるから、こゝには、通貨の發生または消滅といふことについての、もう一つの問題を取扱はんと欲するのである。

その問題といふのは、われわれの現段階に於て流通して居る通貨は、如何なる事情の下に流通界に現はれ、また如何なる事情の下に流通界より退くのであるかといふことである。すなはち、今日、わが日本の戦時統制經濟の下に於て、通貨なるものは、如何なる源泉より、流通界に具體的なる發生をなし、また、如何なる事情により、具體的なる消滅をなすものであるかといふことである。

通貨が流通界に現實具體的なる發生をなし、また、その消滅をなす有様は、經濟の發展段階によりても定まり、その機構を規制する制度によりても定まり、また通貨自體に關する制度及び金融機關に關する制度によつても定まる所である。それらの或るものが、變化せざる間は、それに關する限り、通貨の發生と消滅の有様は異ることなく、それらの或るものが、變化するときは、それに關する限り、通貨の發生消滅の有様は異らざるを得ない。要するに、通貨が、流通界へ現實具體的に發生消滅するの有様は、經濟の發展に應じて變遷するのである。ここに述ぶる所は、現在のわが國の經濟界に於ける通貨の發生消滅である。

一定の經濟の發展段階を區畫して、その流通界に通貨が現實具體的に發生消滅する有様を把握せんとすることは、その發生消滅の有様を定むる所の一般的環境たるその經濟の發展段階そのもの、經濟機構に關する制度、通貨及金融機關に關する制度等より現に由來する所を一々明らかにすると共に、また、分類綜合的なる觀察をもしなければならぬ。この點より言へばこゝに取扱ふ所の問題は今日われわれの流通界に存在する通貨の、その存在根源に關する分析であるとも見ることが出来る。

二 本源的なる發生と創作的なる發生

現在の流通界に存在する通貨は、如何にして發生したのであるか？、この問題は、現在の資金は、如何にして發生したのかといふことと同じ事柄である。蓋し、資金なるものは、必ず何等かの通貨の形に於て存在しなければならぬからである。資金の發生に關する問題は、別に、資本の廻轉といふ視角より、これを取扱はねばならぬのであるから、こゝには、單に、通貨の發生の問題として、これを論ずることとする。

通貨の發生については、先づ、本源的なる發生と創作的なる發生とに別つて觀察せねばならぬ。本源的なる發生といふは、國內に於ける民間の金融取引以外の原因により、金融界に持ち來されて通貨となることである。創作的なる發生といふは、國內に於ける民間の金融取引によりて通貨の作り出されることである。

本源的發生の通貨は、本源的通貨、創作的發生の通貨は創作的通貨といふことが出来るであらう。然し、この區別は發生原因による區別であつて、金貨とか紙幣とかいふ形態上の區別ではない。尤も、金貨はすべて本源的通貨ではあるが、紙幣には本源的通貨のものもあれば創作的通貨のものもある。事態の順序として言へば、通貨は、本源的なる發生があつて、而して後に、創作的發生があるのである、けれども、説明の便宜としては、後者を述べることによつて前者が明らかとなるのであるから、先づ後者より説明する。

國內に於ける民間の金融取引によつて作り出されるといふことは、要するに資金の貸借によつて作り出されることである。そして、それは、専ら銀行の機能によつて作り出されるのである。銀行は一方に於て資金の預け入れを受ける。そして、他方に於て、それを貸出す。而も、この場合に於て今日の金融界の實情に於ては、その貸

出されたる資金は、その最大部分が、現金を以て引出されることなく、そのまま、預金として、銀行に預けられたるまゝにて轉々授受されるのである。すなはち、その借入金が拂戻さるゝまで、預金通貨として、活動するのである。最初の預け入れられたる資金が、消滅することもなく、變態することもなく、預金のまゝにて轉々支拂に充てらるゝと共に、更にこの貸出によりて新たに生じたる預金たる資金も、同様に、預金のまゝにて轉々支拂に充てらるゝのである。従つて、この後者たる資金は、銀行によりて創作せられたる通貨である。

かくの如き通貨は、借受人が銀行より負債することにより、また銀行は、それを預金として負債することによりて、その相互の負債 (Mutual Indebtedness) によつて生れ出でたるものであつて、すなはち、金融取引そのものゝ所産である。この意味に於て、かゝる預金通貨は創作的に發生したものだといはれるのである。而も、かゝる創作的通貨が出來上るについては、銀行が貸出をなす元たる本源的通貨が、先づ、銀行の千元になければならぬ。創作的通貨は、この本源的通貨を基本として、それより發展的に出來上つたものだからである。ゆゑに、この點に於てこの創作的通貨は派生的通貨であるといつてもよい。

三 本源的發生の五態

通貨の創作的發生に關する態様については更に説明すべきものがあるけれども、それは更に他日に譲り、こゝには先づこの創作的通貨の基本たる所の通貨が、本源的に發生するの事情について説明しなければならぬ。

通貨の本源的發生といふは、前に述べたる如く、國內に於ける民間の金融取引以外の原因により、通貨が金融界に齎らされることである。創作的發生は、前述の如く、國內に於ける民間の金融取引の結果として通貨の發生

することである。然し、民間の金融取引にはその貸借の本たる通貨がなければならぬ。かゝる通貨がすなはち、本源的なる發生にかゝるものなのである。

國內に於ける民間の金融取引以外の原因よりして通貨が本源的に發生するの事情は、次の五つである。

一、國內に於ける經濟界それ自らの裡に於ける發生

二、海外資金の流入

三、中央銀行に於ける有價證券の買上げ

四、政府の支拂

五、政府の出資または貸出及び中央銀行の貸出

四 國內に於ける經濟界それ自らの裡に於ける發生

本源的發生の第一に擧げたる國內に於ける經濟界それ自らの裡に於ける發生といふは、金融取引によらずして、その發生することである。金融取引によりての發生は、創作的發生であつて、本源的發生ではない。金融取引によらずして、經濟界それ自らの裡に於て通貨の發生するといふことは、貨幣なるものが生成した當初に於ては、それがむしろ唯一の發生事情であつた。すなはち、財貨の或るものがそのまま用途を轉換して貨幣として用ゐられたのである。貝殻、皮革、布帛、砂金、金銀塊の如きものが、貨幣として用ゐられたのはそれである。金本位制度が採用せられて、後は、商品的金が貨幣的金となることが本源的通貨發生の重要な事情であつたのである。今日にありては、財貨の貨幣への轉換は財貨そのものが貨幣となるのではなく、財貨の中にも、特に

地金銀に限るのであつて、それらが日本銀行に買上げられて、日本銀行券が支拂はるゝことによりて、それが行はれるのである。

今日の我が國にありては既に事實上、金本位制度が廢止せられ、商品的金の貨幣的金への轉換に關する貨幣法の規定が停止せられて居るから、かくの如きは既に歴史的事實となりたるもので、たと金本位制度の時代にかくの如き事情によりて生成せられたる通貨が現行の通貨に引換へられて、傳來的にその存在を續けて居るのである。然しながら、現行の通貨制度以前に於て國內に於ける經濟界それ自らの裡に發生したる通貨にして現行の通貨へ轉換したるものといふのは、この商品的金の貨幣的金となりたるものが、更に、現行通貨に轉換せられたるものゝみを云ふのではない。我が國の貨幣は、古代より種々なる形態に於て存在したのであるが、それが形態の變遷と共に、次第に前形態のものは後形態のものに引換へられたのである。それらの中には、後述の第二乃至第四に該當するものもあるけれども、財貨より貨幣へ轉換せられたものもあつたのである。かくて明治三十年に至り、貨幣法を制定し、金貨本位制度を採用し、また、兌換銀行券條例を改正して金貨兌換の制度を確立し、これによつて、我が國の通貨は、本位貨幣、補助貨幣及び兌換銀行券を以て整理統一せられ、従前流通のすべての通貨をこれに引換取したのである。

大東亞戰爭勃發し、昭和十七年、日本銀行法が制定せられるに當り、兌換銀行券條例を廢止すると共に、滿洲事變以來、發布せられたる貨幣に關する暫定處置的なる諸規定を整理取して、新たに、日本銀行法によりて、日本銀行券を以て、我が基本的法定通貨とするに至つた。而も、今日は、尙ほ、この兌換銀行券條例による兌換銀行券を以て、日本銀行券と看做すことになつて居るが、將來、新たに日本銀行券の發行せらるゝ時は

れに統一整理せらるることとなるのである。今日に於ては、日本銀行券と看做されたる兌換銀行券に於て、従前の歴史的傳來的通貨がすべて包攝せられて居るのである。

前に述べたる如く、金本位制度の下にありては、商品的金が貨幣的金となることが、通貨の本源なる發生事情として本格的なものであつた。貨幣的金となるといふことは、金貨幣に鑄造せらるること、兌換銀行券の引換準備に充當せらるることである。我が貨幣法第十四條は、「金地金を輪納シ金貨幣ノ製造ヲ請フ者アルトキハ政府ハ其ノ請求ニ應ズベシ」と規定して居るから、この規定が金準備評價法（昭和十二年法律六〇號）を以て、當分適用せられないことになるまでは——日本銀行法は、金準備評價法を廢止すると共に、貨幣法第十四條の當分停止を規定して居る——金地金を有するものは、何時にても、これを政府に委託して、金貨幣に作つて貰ふことが出來たのである。ゆゑに、商品的金たる金製品または金塊等は、この規定によりて、貨幣的金たる所の金貨幣に轉換せられることが出來た。また金地金はこれを日本銀行に賣却するときは、それは兌換銀行券の引換準備に充てられ、その金額に相當する所の兌換銀行券が——その金買入代金として——發行せられたのである。これによつても、商品的金は、貨幣的金となつたのである。

輸出超過の結果として、または、その他の事情により、外國より資金の流入する場合に爲替相場が騰貴して、謂はゆる正貨輸送點を上廻るときは、資金は爲替を以て送金せらるることなく、金地金の輸送を以て決済に當てられる。かくの如くにして海外より流入したる金は、前述の二つの方法によりて貨幣的金となるのである。この場合に於ても、財貨が貨幣に轉換せらるゝものなることに於ては、國內に於て產出したる金が貨幣的金となるのと同様である。然しながら、海外輸入の金の場合には、次に述ぶる海外資金の流入と見るべきである。

金本位制度の下にありては、かくの如くにして通貨が發生することが、本源的發生としての本格的なものであつた。然しながら、今日に於ては前述の如く、貨幣法第十四條は日本銀行法を以て、金準備評價法の規定を引繼いで停止せられて居り、兌換銀行券條例も日本銀行法を以て廢止せられたから、商品的金が貨幣的金となることはない。——日本銀行券の發行に對する保證の中には、地金銀が擧げられて居る。然し、地金銀が發行保證となることは引換準備となることゝ意味を異にするのであつて、これによつては貨幣的金となるものではない。例へば、商業手形も同様に發行保證として而もその第一に擧げられて居るけれども、それが貨幣的なものとならないの一般である。

かくの如くにして、今日、日本銀行券と看做されてゐる所の兌換銀行券の一部は、古來より現行通貨制度の直前に至るまでの間に於て、財貨の貨幣へ轉換したるものが、次ぎ次ぎに後の時代の通貨に引換へられて、こゝに至りたるものと共に、國內の産出金銀塊が日本銀行に賣却せられて、その代金として拂出されたるものもある。或は、それらが、若しくは、それらの一部が銀行に預け入れられて居ると見るならば、銀行預金といふ形態に於て存在するのである。かくの如きものが、我が經濟界それ自らの裡に發生したる通貨である。

五 海外資金の流入

通貨の本源的發生の第二の事情は、海外よりの資金の流入である。これは二つの形態に於て行はれる。その一は金銀塊の輸入であり、その二は、爲替手形による流入である。海外よりの金銀塊の流入が國內に於ける通貨となるのは、それを日本銀行に賣却したるに對して日本銀行券を受領し、または、その代金を銀行の預金となすこと

によりてある。金本位制度の時代に於ては、輸入金塊は政府に委託して金貨幣に鑄造して貰ふことの出来たのは既に述べたる所である。今日に於ては、この制度は、停止せられて居るから、日本銀行に賣却したる場合にのみ通貨となる。但しこの場合に於ても、商品的金が貨幣的金となりたるものにあらざることには前に述べたる所である。

輸入金銀塊を有するものが、日本銀行以外のものに賣却したるときは、それによりて通貨の發生とはならない。賣却者自身の立場に於ては、通貨を獲得したこととなるのであるけれども、買受人が、日本銀行以外のものなるときは、既に、それ以前に於て、何等かの原因により、日本銀行より發行せられ居りたる通貨を支拂に充てたのに外ならないのであるから、その通貨の發生原因は、以前のそれに求むべきである。すなはち、賣却者の獲得したる通貨は、その賣却によりて發生したのではない。この場合に於ては、その金銀塊が日本銀行に賣却せらるゝまでは、商品として存在するのである。國家の經濟より言へば財貨を輸出して、それが代りに、金銀塊といふ財貨を受取りたることに外ならないのである。

外國爲替手形も亦、日本銀行に賣却したるときにのみ海外資金の流入が國內通貨の發生となりたるものと認むべきである。日本銀行以外のもの、例へば横濱正金銀行に賣却したる場合には既に、日本銀行より發行せられて、横濱正金銀行の手許にある所の日本銀行券が支拂はれるのであるから、爲替手形の賣却が通貨の發生となりたるものではなく、たゞ既に發生せる通貨が所有者を換へたるだけのことである。

横濱正金銀行が、外國爲替買受けの資金を日本銀行より借受けて、それによつて支拂ひをなしたるときは、その通貨は後に述ぶる第五の事情によるものである。また、横濱正金銀行が、日本銀行より借受けをなさず、ま

た、日本銀行券を以て支拂はず、自行の預金に振換へて支拂をなしたるときは、通貨の本源的なる發生ではなくして、創作的なる發生である。

通貨の本源的發生の第三のものとして擧ぐべきは、中央銀行の有價證券買入れである。民間に保有する所の國債、地方債、社債銀行債等を發券銀行たる日本銀行が買上ぐるときは、その對價として拂渡されたる日本銀行券若しくは付替へられたる銀行預金は、本源的に發生したる通貨である。

六 政府の支拂

通貨の本源的發生の第四に擧ぐべきものは政府の支拂である。すなはち、俸給、給料、賞與、その他、一切の對人的支拂と、買入代金請負代金等の對物的支拂である。政府と雖も、我が日本國家經濟の裡にあるものなるは言ふまでもない。ゆゑに政府の民間に對する支拂も、日本國家の經濟の裡に於ける活動であるから、既に通貨として、日本國家の裡に存在するものでなければ、政府と雖もこれを支拂に充て得るものではない。然しながら、一般に、金融界と謂ふときは民間金融界を指すのであつて、その場合には、政府はその裡に含まれて居ない。従つて、政府の支拂は、金融界以外よりの通貨の發生となる。

政府は、國家の貨幣主權を掌握するものであるから、この權能によりて自ら貨幣を作ることが出来る。貨幣法に規定する所の貨幣及び臨時通貨法に規定する所の臨時通貨は、政府自らこれを作製するのである。然しながら、

政府は、日本銀行券については、これを日本銀行法を以て、日本銀行にその發行の權能を與へて居る。そして今日に於ては、政府の支拂はすべて日本銀行をしてこれに當らしめて居る。ゆゑに、政府支拂といふ事情による所の通貨の本源的發生は、日本銀行を通じて行はれるのである。

日本銀行を通ずる所の政府の支拂は、形式上に於ては、今日は、日本銀行券及び臨時通貨を以てする所の支拂である。然しながら、その支拂命令は、日本銀行宛の小切手を以てなさるるがゆゑに、すべて、一應は、受領者がこれを自己の取引銀行の預金とする。この場合に、日本銀行に於ける政府預金の民間預金——日本銀行營業週報に於ては、これを其他預金といふ——への轉換が起る。これが、すなはち、この場合に於ける通貨の本源的發生なのである。もとより、かくの如くにして發生したる通貨は、或は預金通貨として用ゐられ、或は、現金通貨として用ゐられる。然し、その發生に於ては、預金の形態をとるのであるから、潜在通貨として發生するものと言はなければならぬ。

政府の支拂は、その限度が豫算によりて定められて居るけれども、それは法律的なる限度である。眞實の限度は政府が必要とする所の物資の生産力と、勞務の供給とによりて限界付けられる。政府は貨幣主權を掌握するがゆゑに、法律上に於ては豫算の範圍まで通貨を支拂ふことが出来るのであるけれども、この經濟上の限度を超えて支拂をなすときは、物價の騰貴、貨幣價值の下落を招くこととなる。ゆゑに、物價の安定といふ點より言へば、政府支拂による所の通貨の本源的發生には、經濟上には一定の限度があるものと言はなければならぬ。

七 政府の出資または貸出及び中央銀行の貸出

通貨の本源的なる發生事情の第五として擧ぐべきものは、政府の出資または貸出と中央銀行の貸出とである。中央銀行も政府と同じく國家經濟の内部のものである。ゆゑに中央銀行にありても、その貸出すべき通貨は貸出以前に於て既に中央銀行に存在して居なければならぬ筈であつて、そのときに既にその通貨は本源的なる發生があつたものと考へられるかも知れない。然し、我が國の制度にありては、日本銀行券は、その發行によつて通貨となるのであつて、發行以前に於ては、印刷せられたる紙片としては存在して居るけれども、未だ通貨ではない。ゆゑに、日本銀行の場合にありては貸出によつて初めて、日本銀行券が發行せられ、通貨が本源的に發生することとなるのである。

日本銀行の貸出は必ずしも日本銀行券を以て行はるゝとは限らず同行に於ける預金への振替として行はるゝことがある。この場合に於ては、通貨は潜在通貨として、そのときに發生したのである。日本銀行券が同行に於ける預金の引出として發行せらるる場合にありては、日本銀行券としては、そのときに流通界に出るのであるけれども、通貨としては、その日本銀行へ預け入れられたるものゝ源に逆つて、その發生を確むべきであり、且つその發生事情を尋ねべきである。預金は已に潜在通貨であるから、それが現金通貨を以て引出されても、その引出を以て通貨の發生と認むることは出来ない。

政府の出資または貸出が、通貨の本源的發生となることは、その支拂の場合について説明したる所と同様である。政府の各種會社に對する資本出資及び各種金融機關例へば戰時金融金庫、厚生金庫、恩給金庫等に對する出資は前段の支拂の場合に於けると同様に、日本銀行宛の小切手を以てなさるゝのであるから、これらの會社金庫がそれを受領したる當初に於ては、金庫の場合にありては、日本銀行に於ける預金、會社の場合にありては、そ

の取引銀行に於ける預金となる。従つて、いづれの場合に於ても潜在通貨の形に於て發生するのである。

政府の貸出の主なるものは、大藏省預金部によりて行はれる。預金部資金の貸出も、日本銀行宛の小切手を以て行はれるのであるから、借受人の取引銀行に於ける預金すなはち潜在通貨として、發生を見るのである。

日本銀行の貸出は、主として銀行に對して行はれる。銀行は日本銀行より貸出を受けたときは、これを同行に於ける預金として一應保有するのであるから、これも潜在通貨としてその最初の發生がある譯である。

政府の出資については、法律上その金額に一定の限度があるけれども、貸出については日本銀行の場合に於けると同様にかゝる限度は存在しない。然しながら、これらの出資及び貸出に對しても、經濟上に於ては自ら一定の限度がある。元來、これらはいづれも經濟界の活動に呼び起されて行はれるのであり、また、ときとしては、この活動を刺戟するために行はれるのである。いづれの場合にありても、勞力及び資源の活用し得る範圍を越ゆることは出來ない。これを超えて、出資及び貸出が行はれるならば、通貨量と商品量とのその當時の均衡を破り、物價の騰貴を來すこととなる。また、逆に、經濟上の活動が要求するに拘はらず、この貸出が、それに適應しないならば、物價の下落を招き、經濟界を沈滞せしめることとなる。

日本銀行の貸出といふことについては、外國資金の流入といふことを併せ考へなければならぬ。前に述べたる如く、金本位制度の下に於ては輸出超過その他の事情により、受取勘定が超過する場合に、爲替相場が正貨輸送點を越ゆるならば、金が現送せられることとなる。この場合に於ては、商品的金が貨幣的金となることによりて、國內に於ける通貨の本源の發生を見たのである。然しながら、正貨輸送點に達しないうちは、外國資金は爲替の方法を以て流入した。この場合に於ては爲替手形の受取人は、我が國に於ては、例へば横濱正金銀行に於

て、これを邦貨に於て受取ることとなるのである。この場合に於て横濱正金銀行は、この外貨資金に對應する所の圓資金を有するならば、これを支拂に充てるのであるけれども、發券銀行にあらざるがためにその圓資金にも限度がある。ゆゑに外貨資金の爲替による流入が、この限度を超えたときは、圓資金を日本銀行より借受て、外貨爲替の買入に充てるのである。大東亞戰爭以前に於て、日本銀行の勘定に、外國爲替貸付金といふのが存在したのは、この目的に充てられたものである。海外資金の流入が、日本銀行の貸出を促すこととなるのは、この關係に於てである。ゆゑに、この場合に於ては、海外資金の流入といふことは、その流入すべき海外資金そのものは、横濱正金銀行の手許に於て、海外に保有せられ、その代りに海外資金の反映として、横濱正金銀行が日本銀行より借入れたる資金が、通貨として國內に供給せられることとなるのである。

今や日本銀行は、大東亞共榮圈各地域の謂はゆる域際爲替決済の中心機關となりつゝある。我が國內と圈内各域との決済に於て、受取勘定となれる外貨爲替は、或は貿易關係銀行若の保有となり、その場合にはそれが、對價たる圓資金は、日本銀行の貸出として供給せられ、或は、その外貨爲替は日本銀行に賣却せられ、これによりて前に述べたる第三の事情の下に海外資金の流入が、通貨の本源的發生となつて、國內に供給せられることとなるのである。

八 通貨の本源的消滅

通貨の本源的發生に對しては、本源的消滅がある。本源的消滅の事情も五つある。

一、現金通貨の形態的減失及び銀行預金の消滅

二、海外に對する資金の流出

三、中央銀行の有價證券賣渡

四、政府に對する支拂

五、政府出資の返済、政府及び日本銀行への貸出の返済

これら五つは、前述五つの發生事情の逆なるものである。

第一の現金通貨の形態的滅失といふは、火災、地震、洪水、遺失等によりて、現金通貨を構成する物體が滅失することである。關東大震災の如きによりて、滅失したる現金通貨の額はもとより正確に知ることを得ざるも相當巨額に達したものといはれる。また、銀行が破産したる場合に於ては預金の債務も一部または全部辨濟不能となることがある。然る場合には、それだけ潜在通貨の消滅となる。

金本位制度の下にありては、商品的金の貨幣的金となること、通貨の本源の發生の一つの事情であつたのに對應して貨幣的金の商品的金となること、本源の消滅の事情をなすものであつた。然るに今日に於ては、金貨幣及び兌換準備としての金は既に存在しないのであるから、かくの如き事情による所の本源の消滅といふものは存在しない。たゞ日本銀行券及び臨時通貨の形態的滅失がこゝに擧げらるべき事情として存在するのである。

第二の海外への支拂が、通貨の本源の消滅となるのは、外國爲替銀行、例へば橫濱正金銀行の如きが、民間よりの外國拂の爲替手形の買入需要に應じ、圓資金の受入ありたるがために、その圓資金を以て、日本銀行手持の外國爲替の買入れにこれを支拂ひたる場合である。その圓資金を以て、日本銀行に於ける豫ての借入金返済をなしたるならば、後に述ぶる第五の場合に當ることとなる。

横濱正金銀行が、縦ひ、外國爲替を民間に賣渡したるため、民間より圓資金を受入れるとも、その圓資金たる日本銀行券、若しくは、銀行預金を、日本銀行への返済に充てず、また、外國爲替の買入れにも充てず、それを手許に保有するならば、通貨は、その形に於て尙ほ存在するのであつて、未だ消滅したものではない。輸入業者が、横濱正金銀行より外國爲替を買入れて海外に送金するとも、その横濱正金銀行へ支拂ひたる圓資金が、日本銀行へ返済または支拂はれない限りは、國內通貨は未だ消滅に至らないものである。金本位制度の下に於ては、金が海外拂のために現送せられることがあつた。この場合に於て貨幣的金が現送せらるゝときは、それによりて、本源的通貨の消滅を來したのである。

第三の場合として擧ぐべきものは、中央銀行の有價證券賣渡しである。中央銀行が保有する所の有價證券、例へば、國債、地方債、社債、銀行債等を民間の金融機關、證券會社またはその他のものに賣渡すときは、その代金として、例へば我が國に於ては、日本銀行券が、日本銀行に拂渡されるか、または、日本銀行に於けるそれらの金融機關の預金が支拂に充てられる。いづれにしても、これによりて、通貨が本源的に消滅することとなる。すなはち、通貨の吸収となるのである。

前に、通貨の本源的發生の場合に述べたる中央銀行の有價證券買上と、こゝに述べたる賣渡とは、通貨の供給及び吸収の方法として、屢々用ゐらるゝ所であつて、謂はゆるオープン・マーケット・オペレーションなるものはこれである。我が國の今日にありては、日本銀行がその保有の國債を賣渡すことによりて、通貨の吸収をなし、以てインフレーションの防止に努めつゝあることは著明なる事柄である。

第四の政府に對する支拂は、租税の納付、國債の應募、政府專賣品の買入、政府事業、例へば、鐵道郵便電信電

語の使用に對する支拂、政府印紙の買入、獻金、等である。都、道、府縣、市町村等への租税の納付、地方債の應募、これら自治體の經營事業の利用に對する支拂は、單に、私人よりそれらに對する通貨の移轉であつて、その本源的消滅とはならない。従つて政府に對する支拂は、通貨の吸取となるけれども、自治體に對するものは、吸取となるものではない。

第五の政府出資が返済せられること、政府及び日本銀行の貸出が返済されることは、共に、通貨の本源的なる消滅となることは、第四の場合と同様である。政府及び日本銀行に對する場合は、その通貨は民間金融界の外に出で行くからである。

海外に對する資金の流出、すなはち、輸入代金の支拂その他のため外國爲替銀行例へば横濱正金銀行が外國爲替を民間に賣渡し、その代金として受入れたる圓資金を以て日本銀行よりの借入金の返済に充てたるときは本源的通貨の消滅となることは、既に述べたる所である。

通貨の創作的發生に對するものは、創作的消滅である。いな、これは創作的通貨の消滅といはなければ言葉をなさないかも知れない。創作的なる發生は、發券銀行にあらざる銀行の貸出資金が預金となることである。それゆゑに、創作的通貨の消滅といふことは、かゝる貸出が返済せられることである。その返済のためには、預金がそれに對して支拂はれる。すなはち、預金の減少となる。これが創作的通貨の消滅なのである。

中央銀行の貸出が、通貨の本源的發生となり、その貸出の返済が、その消滅すなはち通貨の吸取となることは、既に述べたる所であるが、この貸出及びその返済は、中央銀行が、これを通貨政策として積極的にこれを促進することがある。そして、これを積極的に促進することを可能ならしむるものは、貸出利率の引下げ及び引上

げである。すなはち、貸出利率が引下げられるときは貸出に對する需要が多くなりて、通貨の供給が増大し、利率が引上げられるときは、貸出に對する需要が減少し、従前の貸出が返済せらるゝ毎に通貨は吸取せらるゝこととなる。中央銀行がこの方法を以て通貨量の増減を積極的に行ふことを、割引政策といふ。

通貨の發生消滅といふものは、實は、本源的に發生せる通貨に限るものであつて、創作的なる發生は、前に述べたる如く本源的に發生せる通貨を基本として、それより生ずるのであるから、實は發生にあらずして、既に發生せるものの膨脹である。また、創作的通貨の消滅といふものは、この膨脹したるものゝ消滅であるからこれも亦收縮といふべきものである。この點については、別に、更に詳しく述ぶる所あるであらう。

九 通貨大量の貨幣價值

通貨の發生といふことには、右に述ぶる如く、本源的なるものと、創作的なるものとがある。そして、前にも斷り置きたる如く、この發生態様は、通貨たるの形態には關係なきものである。通貨の形態としては、現金通貨預金通貨、及び、潜在通貨の三様のものがあるけれども、本源的なる發生にかゝるものは、金貨本位制度の下に於ても、本位貨幣に限るものではなく、紙幣たることもあると共に、また、今日の管理通貨制度の下に於ても、紙幣たるの現金通貨の形態のみをとるとは限らず、銀行に於ける預金の形態をとることもある。然るに、創作的なる發生も亦、紙幣として發生することあると共に、銀行預金として發生することもある。たゞ、金貨本位制度に於ける本位貨幣は、創作的に發生することはない。

かくの如く、通貨の發生態様と通貨の形態との間には、今日に於ては何等の關聯はない。従つて、通貨の貨幣

價值なるものは、現金通貨たると預金通貨たるとの別なく、一樣に通貨大量として定まるのである。然るに、従前は、通貨の貨幣價值なるものは、現金通貨についてのみ考察せられ、特に、金屬派的學說が認容せられて、本位貨幣の價值が、他の補助貨幣や紙幣にも、反映的に引移るものとせられ、預金通貨の貨幣價值の如きは、殆ど顧みられる所はなかつた。然るに、今日に於ては、通貨としての活動に於ては、現金通貨よりも、むしろ、預金通貨の方が重大なのであるから、この銀行預金の貨幣としての價值の問題を明らかにして置かねばならぬ。

預金が、預金のまゝで、一人より他人に移轉せられたるとき、それによつて、前者の後者に對する支拂は完了する。この機能に於て、預金は通貨たるのであり、それを預金通貨といふことは、今更繰返すに及ばない。然らば、かゝる預金通貨なるものゝ貨幣としての價值は、何によつて成立するか？

銀行の預金なるものは、現金の預け入れより成る場合もあるけれども、また銀行の貸出金の預け入れより成る場合もある。すなはち、銀行の貸出金がそのまゝ預金となりたるものが、小切手を以て支拂に充てられ、その受領者がその小切手を以て預金となすが如き場合である。預金が、現金の預け入れより成る場合たると、貸出金の預け入れより成る場合たるとを問はず、預金のまゝにて支拂に充てらるゝ場合、すなはち、預金通貨として働く場合には、現金なるものは全く用ゐられることなくして支拂が決済せられるのである。然るに、現金を以て通貨の本來的なるものであるといふ前期貨幣經濟時代の觀念より脱出せざる見解をもつものは、この預金が預金のまゝで通貨となるといふことを以て、現金の代用若しくは現金の節約に外ならぬものであると見做し、この考により預金通貨の貨幣價值なるものは、現金そのものゝ貨幣價值に依存するに過ぎないものであるとなすのである。前

期貨幣經濟時代にありては、預金は現金の預け入れられたものであり、貸出金の預入れより成る場合にありてもその貸出金は現金にて拂渡さるべきものが、手續の省略として現金を以て受出されずに預金となりたる場合が多かつたのであるから、かゝる預金の貨幣價值は、現金そのものゝ貨幣價值に依存すると看做されたのも、ゆゑなき所ではない。

然しながら、貨幣經濟も信用經濟の段階に發展したる後は、謂はゆる信用の創作によりて、現金の預け入れ、若しくは貸出とは何等の關係なく、預金が創作せられ、それがまた預金のまゝにて轉々支拂に充當せられることとなり、預金通貨として、むしろ、現金よりも、支拂決済量に於ては壓倒的に大なる地位を占むるに至つて居るのである。例へば、我國最近の状態に於ては、大體現金の一一五に對して、預金通貨は八八五である。(昭和十八年六月末日全國銀行收納高内譯) また、昭和十八年七月末、全國普通銀行の預金總額は三八、四一七百萬圓であるが、この巨額が現金に於て銀行の庫中にある譯ではなく、現金在高は一、三九九百萬圓である。そして、この巨額の預金が全部現金を以て預け入れられたものではない。全國普通銀行の貸出總額は右の七月末に於て一九、八七三百萬圓であり、國債を除く有價證券手許有高は五、九八六百萬圓で、この合計二五、八五九百萬圓は、他方に於て預金となつて居るのである。これを以て見れば、預金なるものは、現金の變形でないことは明らかであり、預金通貨の貨幣價值の成立を現金通貨のそれに依存するものとしては説明し得ざる所となる。

殊に今日、我が國の如く、現金通貨と預金通貨との交流が自由であつて、通貨がすべて同一平面に於ける流通をなす金融状態に於ては、現金は銀行に預け入れらるゝならば、預金となりて、潜在通貨として存在し、また貸出により謂はゆる信用の創作として預金となりたるものも亦、潜在通貨として存在し、兩者共に混淆して、更に

必要に應じて、現金として引出さるゝこともあれば、預金のまゝにて預金通貨として支拂に充てらるゝこともあるものであつて、現金と預金とは渾然として一つの通貨大量をなすものである。ゆゑに今日に於ては貨幣の價値なるものは、この通貨大量を構成する所のものの價値として見るべきであつて、現金の貨幣價値も預金の貨幣價値も別々に成立するものではなく、共に、同時に、この通貨大量に於けるものゝ貨幣價値として成立する所のものに外ならぬのである。

然らば、この通貨大量としての貨幣價値は如何にして成立するか？、従前、金貨本位制の時代にありては、貨幣價値は純金の一定量目がその基準となるものと看做され、而も、その價値基準は絶対的のものであり不動のものであると考へられた。貨幣が價値の尺度であるといふ考へもこれに由來するのである。然し、この見解は純金の一定量目、例へば七百五十ミリグラムといふ重量そのものと、この重量の純金が他物と交換し得る數比といふものとを混同したものである。この場合重量は絶対數であり不動の數である。然しながら、他物と交換し得る所の數比なるものは初めよりして相對數であり、可動數である。ゆゑに、金貨本位制の下にありても、貨幣價値なるものは、貨幣と交換に立つべきものとの數比である。我が國の金貨本位制の下に於て言へば、純金の量目七百五十ミリグラムが他物と交換し得る所の數比である。このことは、現金と預金とによりて構成せらる所の通貨大量の場合に於ても何等變る所はない。すなはち、この通貨大量を構成する所の各單位名稱の、例へば一圓の、通貨に對して交換せらるべきものゝ數量が、その貨幣價値なのである。従つて、貨幣價値の成立は、現金たると預金たるとを分たず、共に他物との交換の可能にある。預金の貨幣價値なるものは、現金のそれが先づ決定して居つて、それに依存して居るといふ譯のものではない。

預金通貨の貨幣價值が、現金通貨のそれに依存するものでないことの最も明白なる實例は、われわれは、これを一九二九年乃至一九四二年に於ける匯割の貨幣價值に於て知ることが出来る。當時にありて、匯割といふは上海銀行業同業公會聯合準備委員會が、その加盟の銀行錢莊より一定の擔保を提供せしめ、これの範圍に於て加盟の銀行錢莊の要求により振出したる要求拂手形であつて、これは當時の現金たる舊法幣と交換することが出来る。また外國爲替を輸入することも出来ず、たゞ匯割資金として、加盟の銀行錢莊または聯合準備委員會の預金となすことを得るに過ぎないものであつた(民國二十六年八月二十日安定金融辦法)。そして、この匯割なるものが當時の上海に於ては唯一の預金通貨であつたのである。ゆゑに、當時の上海に於ては現金通貨たる舊法幣の流通面と、この匯割の流通面と、二つの異なる所の、相互に交流することなき、謂はゞ併行二面の通貨流通面が存在して居つたのである。——この點、我が國などに於ける如く、單一平面交流自在の通貨状態と異なる。従つて、この匯割といふ預金通貨は舊法幣といふ現金通貨とは全く獨立したる存在であつた。ゆゑに、匯割といふ預金通貨の貨幣價值は、全然舊法幣といふ現金のそれに依存するものでないことは明らかである。現に、一方が他方に對して或るときは打歩を出し、或るときは割引歩合を出すことによつて賣買せられたことのあるのは、このことを明證するものである。これを以て見るも預金通貨の貨幣價值は現金通貨のそれに依存するものでないことが明らかである。——拙著「支那に於ける特殊通貨の研究・匯割制度の研究」、參照——

一〇 價値の尺度

今日、我が國の通貨状態に於ては、本位貨幣なるものは既に事實上存在せず、現金通貨としては日本銀行券たる紙幣が主たるものであり、支拂決済に働くものとしては、銀行預金がむしろ、壓倒的なる地位を占めて居る。

從來の貨幣學者の説によれば、貨幣は、交換の一般的媒介物たると共に、亦、價値の尺度であらねばならぬと云ふ。貨幣が、交換の一般的媒介物たるの點につきましては、既に述べたるが如くである。その價値の尺度たるの點については、些かこゝに述べなければならぬ。價値の尺度といふ意味は、一般に商品及び勞務の交換價値は、貨幣の價値を以て表示せられ得るといふことである。この場合に於て、謂ふ所の貨幣の價値なるものは、金屬主義派の學說に於ては、貨幣素材たる金屬特に金の使用價値に外ならぬのであつて、これと交換せらるゝ商品若しくは勞務の價値は、これに對して或は騰貴し或は下落するの關係にあると見るのである。すなはち、貨幣價値なるものは、基準物尺の如くに、不動なるものであり、絶對的なるものであつて、貨幣價値そのものが騰貴するとか下落するとかいふことは、比喩的のみ理解せらるゝ所となすのである。貨幣價値そのものゝ騰貴とか下落とかといふことは、價値の尺度といふものゝ從來の意味に於ては、不可能なるものであるからである。

然しながら、かゝる見解は、金の使用價値を以て、貨幣の價値の基準であるとす所の金屬主義派學說の下に於てのみ理解せらるゝ所である。元來、純金の量目七百五十ミリグラムを以て價格の單位とするといふことは、本位金屬の一定の品位量目のもつ交換價値を以て、價値の基準とするといふことであつて、その使用價値を以て、價値の基準とするといふことではない。従つて、この場合に於ても、その謂はゆる基準たるものは、比較であるから相對數であり、可變數であつて、絶對數ではなく、また不動の數でもない。物尺の場合に於ける尺度といふものと意味を異にする。このことは、更に、管理通貨制度の場合の如く、何等の實體貨幣と兌換せらるゝことなき紙幣、而もその使用價値も交換價値も素材としては何等言ふに足らざるものしかもたざる紙幣の如きに至つて益々明らかである。

金屬本位制度、例へば、金貨本位制度にあつても、價格の基準すなはち尺度といふことゝ物尺の尺度といふも

のとは全く意味を異にするものであつて、この兩者を同一視することは甚だしき誤謬である。すなはち、後者にありては、長さとは、絶對的基準を以て測られるものである。今日の科學の許す範圍に於て、それ自身伸縮することの殆どなき物體——一八七五年萬國度量衡條約に於ては、白金イリディウム合金にて作成せるもの——を以て基準尺度となし、それに他のすべてのものを對比して、その長を測るのである。然るに、價格の尺度といふ場合に於ては金貨本位制度の下に於ても、その價格の基準なるものは絶對的のものでもなく、また不動のものでもない。純金の量目七百五十ミリグラムといふ重量自身は、絶對的のものであり、不動のものであるにしても、その價格なるものは、すなはち、その交換價值なるものは、初めより、それと交換せらるべき他物との比較であるから、相對的のものであり、可動のものである。交換せらるゝ相手のものが、より多く與へらるゝときは、七百五十ミリグラムの量目の純金の價格は増加するのであり、より少く與へらるゝときは、この價格は減少するのである。既に、貨幣の價值そのものが、増減する所のものである。この點に於て、金屬主義派の學説は、價值の尺度なる概念に誤謬を以て出發して居ると見なければならぬ。

然らば、貨幣は、價值の尺度とはなり得ないものであるか？、貨幣は、右に述ぶる如く絶對數の意義に於ては、價值の尺度とはなり得ない。然し、相對數の意義に於ては價值の尺度である。すなはち、すべてのものが、貨幣に對比して、その價值が測定せられるといふことではなく、二つのものが、同時に、貨幣に對比することに、この二つのもの相互の價值の比が測定せらるゝといふ意味に於て、貨幣は價值の尺度たるのである。すなはち、米一石が十八圓であり、同時に、帽子一個が六圓であるといふことによつて、米一石は帽子三個に等しいことが分るといふ意味に於て、貨幣は價值の尺度なのである。そして、またその意味に於て、貨幣價值の名稱單位たる圓ペソ、ギルダール等は、價值の單位なのである。